第1回 赤穂市民病院経営改善検証委員会 次第

1 日 時：令和 4 年 5 月19日（木） $10: 00 \sim 12$ ： 00

2 場 所：兵庫県民会館 902会議室

## 3 議 事

（1）開会
（2）管理者挨拶
（3）委員長•副委員長の選出
（4）検討事項

ア．年度ごとの目標値に関することについて

イ．定期的な検証に関することについて

ウ．経営形態の移行に関することについて
（5）その他

## 赤穂市民病院経営改善検証委員会

（敬称略）

|  | 所属団体等 | 氏名 |
| :---: | :--- | :--- |
| 1 | 有限責任監査法人トーマツ パートナー | 奥谷 恭子 |
| 2 | 赤穂市民病院 事務局長 | 喜多 晃 |
| 3 | 川西市 健康医療部長 | 作田 哲也 |
| 4 | 東京都立大学 客員教授 | 谷田 一久 |
| 5 | （地独）加古川市民病院機構経営管理本部長 <br> （兼）加古川中央市民病院事務局長 | 増田 嘉文 |

第1回 赤穂市民病院経営改善検証委員会 配席表


## 赤穂市民病院経営改善検証委員会設置要綱

（設置）
第1条 赤穂市民病院の経営改善の進捗状況を的確に把握し，定期的な検証のあり方を検討するため，赤穂市民病院経営改善検証委員会（以下「委員会」という。）を設置 する。
（所掌事項）
第2条 委員会は，次に掲げる事項について検討し，その結果を病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。
（1）年度ごとの目標値に関すること
（2）定期的な検証に関すること
（3）経営形態の移行に関すること
（4）その他委員長が必要と認めること
（組織）
第3条 委員会は，次に掲げる者のらちから管理者が委嘱又は任命する委員 5 人以内で構成する。
（1）学識経験者
（2）有識者
（3）その他管理者が適当と認める者 （任期）
第 4 条 委員の任期は，委嘱又は任命する日より 2 年とする。ただし，再任を妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 （委員長及び副委員長）
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は，委員の互選により選出する。
3 副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。
4 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは， その職務を代理する。
（会議及び議決）
第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，議長を務める。

2 委員会は，委員の過半数の出席で成立するものとし，議事を決する必要がある場合 は出席委員の過半数で決する。ただし，可否同数の場合は，議長の決するところによ る。

3 前項において，委任状を提出した委員は会議に出席したものとみなし，議事を決す る場合は委任状によって指名された者が代理してその可否を示すものとする。
4 委員会は，必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め又は他の方法により意見 を聴取することができる。
5 会議は非公開とする。ただし，第2条に規定する委員会の報告後，速やかに議事録等を公表するものとする。
（秘密保持）
第7条 委員は，その職務に関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。
（謝金）
第8条 委員（赤穂市職員である委員を除く。本条及び次条において同じ。）が委員会 の職務に従事したときは，謝金を支給する。
2 前項の謝金の額は，以下のとおりとする。
（1）委員長 日額12，000円
（2）委員長以外の委員 日額10，500円
3 委員以外の者が，第 6 条第 4 項の規定に基づき会議に出席したときは，この者に対 して，委員と同額の謝金を支給する。
（旅費）
第9条 委員が委員会の職務を行らために，会議に出席又は旅行したときは，旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は，赤穂市職員の旅費に関する条例（昭和 35 年赤穂市条例第 16号）の規定により算出した額とする。
3 第 6 条第 4 項の規定に基づき，委員以外の者が会議に出席したときは，この者に対 して，旅費を支給する。この場合において，旅費の額は，委員と同様の取扱いとする。 （解散）
第10条 委員会は，その目的が達成されたときに解散する。
（庶務）
第11条 委員会の庶務は，市民病院総務課経営企画担当において処理する。
（補則）
第12条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，委員長 が委員会に諮って定める。

附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 4 年 4 月 25 日から施行する。
（招集の特例）
2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は，第 6 条第 1 項の規定に関わらず，管理者が招集する。

## 3 市民病院•経営改善の取り組み（令和 4 年度）

| 【基本的な取り組み方針】 |
| :--- | :--- |
| 今すぐできること，中長期的に取り組むことに分けて，対策•取り組みを行う。 |
| 【重点取り組み方針】 |
| $1 \quad$ 新規患者獲得が特に大切であることから，院長による市内開業医や近隣医療機関等への新規患者獲得に向けたト |
| ップセールスを展開。 |
| 2 経営改善に向けた院内意識（特に医師）向上を図るため，院長ヒアリングなどを通じ意識の浸透を徹底。 |


資金流出が止まらないことが最大の課題である。起債償還の山を越える令和 9 年度まで資金流出を防ぐことが出来れば，以降は全適での経営が軌道に乗ると考える。この額（償還額のうち，市からの繰出を除いた病院が自力で確保する額）は，年度にばらつきはあるが，概ね年間 $5 \sim 6$ 億円である。
（버도보）




$\square$

| 項目 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 単年度損益 | \1，035 | $\triangle 137$ | $\triangle 855$ | $\triangle 765$ | $\triangle 647$ | $\triangle 586$ | － 529 | $\triangle 503$ | 4 526 | $\triangle 546$ | $\triangle 566$ |
| 資本金 | 7，612 | 8，260 | 8.919 | 9.582 | 10，275 | 10，996 | 11，654 | 11，975 | 12.147 | 12，300 | 12，443 |
| 累積欠損金 | $\triangle$ ¢ 677 | ¢ 6,912 | － 7.768 | －8，532 | －9，180 | －9，766 | －10，294 | －10，797 | －11，324 | $\triangle 11.870$ | $\triangle 12.436$ |
| ［【㕠本金－累積欠損金】 | 837 | 1，348 | 1，151 | 1，050 | 1，095 | 1，230 | 1，360 | 1，178 | 823 | 430 |  |
| －時借入金 | 2.000 | 1.600 | 1，596 | 2.038 | 2.419 | 2.811 | 3，207 | 3，341 | 3，397 | 3，433 | 3,45 |
| 地盰法 資金不足額 | 847 | 530 | 1，046 | 1，467 | 1.829 | 2，202 | 2.579 | 2，706 | 2，759 | 2，792 | 2.815 |
| 地財法 | 11．2\％ | 6．2\％ | 13．8\％ | 19．480 | 24．2\％ | 29．3\％ | 34．4\％ | 36．0\％ | 36．8\％ | $37.2{ }^{\circ}$ | 37．5\％ |
| 健全化法 資金不足比率 | $\triangle 20.2 \%$ | 425．1\％ | ②5．2\％ | （23．7\％ | $\triangle 23.2 \%$ | $\triangle 22.6 \%$ | 20．4\％ | $\Delta 18.1{ }^{1 \%}$ | 14．9 | $\triangle 12.0 \%$ | 9．2\％ |
|  | 1，255 | 1，194 | 1，103 | 1，105 | 1，159 | 1，218 | 1，137 | 577 | 344 | 306 | 285 |
| 【起債漞逗額の1／2】 | 628 | 597 | 551 | 552 | 580 | 609 | 568 | 289 | 172 | 153 | 142 |

